

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日)

目 次

◇ 告 示

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの(保険課)
国民健康保険薬剤師として登録があつたものとみなされるもの(〃)

土地改良区の定款の変更の認可(農村整備課)

土地改良事業の認可(〃)

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについての同意を求めるための発起人の届出(水産課)

開発行為に関する工事の完了(四件)(都市計画課)

都市計画法第六十六条による告示(〃)

都市計画事業の認可(下水道課)

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正(会計課)

◇ 公安規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(交通企画課)

告 示

鳥取県告示第八百四十二号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成四年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
井上皮膚科クリニク	米子市東町一三八	平成四年九月二十四日
荒木医院	境港市明治町一八九一	平成四年十月一日
さくら薬局	米子市糺町一丁目九九	〃

鳥取県告示第八百四十三号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令

第三百六十三号) 第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成四年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
高 田 美佐紀	鳥国業第八二三号	平成四年九月二十二日

鳥取県告示第八百四十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、関金土地改良区の定款の変更を平成四年十月二十六日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成四年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百四十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業(土地改良総合整備事業(一般)俣野地区区画整理)を平成四年十月

二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百四十六号

漁業災害補償法施行規則(昭和三十九年農林省令第三十五号)第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第八十条の二第二項に規定する同意を求めることについて、発起人になろうとすることに係る届出があったので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届 出 事 項	漁業者調査の縦覧
発起人になろうとする者の住所及び氏名	加入区
岩美郡岩美町大字浦富二四六八	漁業の区分
成瀬 定 美	場 所
	期 間
	平成四年十月三十日から十一月十三日まで

岩美郡岩美町大字浦富 二五五五 奥田 春美 岩美郡岩美町大字浦富 二八一〇 澤井 富次	浦富加入 区	漁業災害補償法 第百四条第二号 に掲げる漁業	浦富漁業 協同組合
西伯郡大山町安原一二 古志 正凱 西伯郡淀江町大字今津 二七六一九 松本 晃三 西伯郡大山町上方五七 〇 福留 正雄	淀江加入 区		淀江漁業 協同組合

鳥取県告示第八百四十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年八月十七日 鳥取県指令受米土維第四百五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市東福原字大沢一

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市東町一七七

株式会社山陰事業社

代表取締役社長 小澤敬三

鳥取県告示第八百四十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年四月十四日 鳥取県指令受米土維第四百七十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市西福原字堀川尻丁

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市末広町一二七

山陰石油株式会社

取締役社長 坂口允彦

鳥取県告示第八百四十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年八月十二日 鳥取県指令受米土維第九十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市西福原字堀川

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市両三柳二三六〇一八

株式会社ミヨン産業

代表取締役 三好 勇

鳥取県告示第八百五十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年八月二十八日 鳥取県指令受米土維第十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

境港市外江町字経塚

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市明治町八四

大山産業株式会社

取締役社長 松本 豊

鳥取県告示第八百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成四年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 三・四・四号上町松並線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

- 1 収用の部分 鳥取市田島字上土居、字西土居、字猿尾打越(一)、字猿尾打越(二)及び字松下並びに松並町一丁目地内
- 2 使用の部分 なし

鳥取県告示第八百五十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画下水道事業 鳥取市公共下水道(吉岡処理区)

三 事業施行期間

平成四年十月三十日から平成十三年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 鳥取市良田、松原、六反田及び吉岡温泉町
- 2 使用の部分 なし

鳥取県告示第八百五十三号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正し、平成四年十一月二日から施行する。

平成四年十月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表中

天津支所	西伯郡西伯町大字福成	阿賀支所	西伯郡西伯町大字阿賀
大國支所	西伯郡西伯町大字原	大國支所	西伯郡西伯町大字阿賀

に改める。

公安委員会規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年十月三十日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

鳥取県公安委員会規則第九号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則（昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「第百条第二項」を「第九十七条の三第二項」に改める。

附 則

この規則は、平成四年十一月一日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月二千円（送料を含む。）】